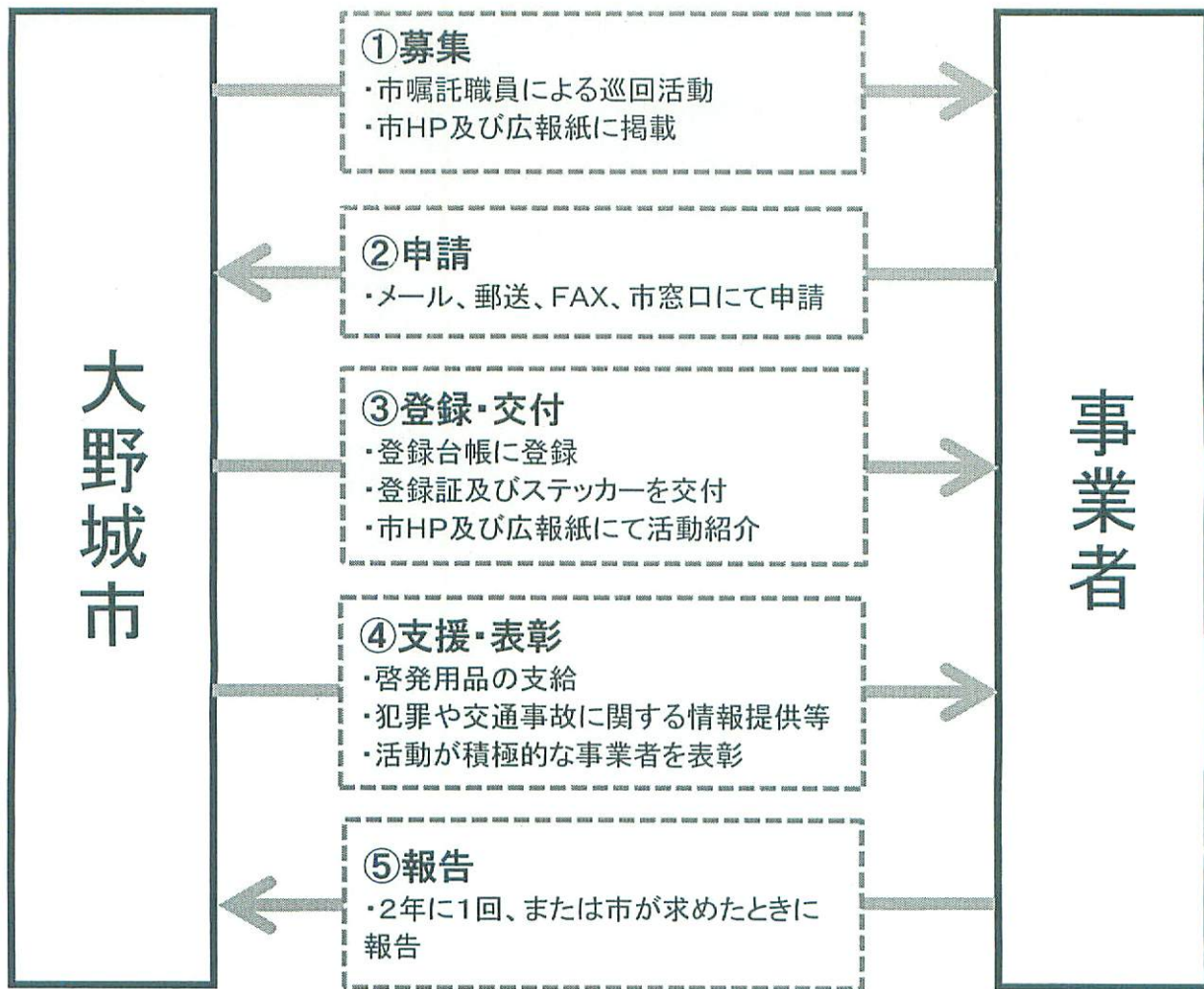


大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録制度の流れ



①市は、安全安心まちづくりに関する活動を実施可能な事業者を募集し、安全安心まちづくり推進事業所への登録を呼びかけます。なお、呼びかけは、主に市嘱託職員2名の巡回活動や市のホームページ等を通して実施します。

②登録を希望する事業者は「大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録(変更)申請書(様式第1号)」及び「大野城市安全安心まちづくり推進事業所活動内容書(様式第2号)」により、メール、郵送、ファックス、市役所窓口にて申し込みを行います。

③市は登録台帳に登録し、登録を行った事業者に対して「大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録証(様式第3号)」及び「大野城市安全安心まちづくり推進事業所ステッカー(様式第4号)」を交付し、市の広報紙及びホームページでその活動について公開します。

④市は、活動に必要な啓発用品の支給や犯罪・交通事故に関する情報の提供など、活動に対する支援を行います。特にその活動が顕著であると認められるときは、表彰を行います。

⑤登録を行った事業者は、活動内容について「大野城市安全安心まちづくり推進事業所活動報告書(様式第5号)」により、2年に1回、または市が求めたときに報告を行います。